

著作権分科会法制・基本問題小委員会

文芸作品の教育 ICT での利用の拡大について

2015年7月31日

公益社団法人 日本文藝家協会 著作権管理部 長尾玲子

現在、教育での著作権利用は、適正に利用される限りにおいて、許諾が必要な利用については、簡便な申請方法、短時間での許諾書の発行、廉価な著作物使用料を実現し、当協会関係の著作権者は協力している。

しかし、入試問題に関しては、毎年別添の「入試問題に関する要望書」を、各大学、専門学校、私立中学校、私立高等学校、都道府県教育委員会などに郵送して啓蒙をはかっているが、残念な使用例が後を絶たないのも事実である。

教育の質の向上を現場の無駄を省くための ICT 利用は進めるべきと考えるが、教育現場での著作権教育がほとんどなされていないまま権利制限を拡大し、ICT 促進することには危惧の念を抱かざるを得ない。現在、教職課程には著作権教育はなく、教職員が児童・生徒、学生に正しい著作権の知識を普及できているとは考えられない。教育 ICT を推進するに当たり、まず、実証実験を兼ねて、教職課程の学生及び現役の教職員が受講する「著作権講座」を e-Learning で実施することを提案する。

〈教育関係の申請と許諾の実態〉

2014年9月から2015年6月までの教育機関からの申請件数は約7,000件。申請された著作物は約35,000件。

そのうち、インターネット利用に関して許諾した著作物数は、下記のとおりである。

ホームページ掲載	2,910
e-Learning 教材	426
PDF 教材配信	1,836
映像配信	987
データ蓄積	1,821
音声配信	27
電子書籍配信	9
デジタル教科書	125

合計 8,142件

平成 27 年 5 月吉日

各大学学長 殿
同入学試験担当者 殿

公益社団法人 日本文藝家協会
理事長 篠 弘

入試問題に関する要望書

拝啓 貴職におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて本日は、貴校で実施されます平成 27 年度の入試問題作成につきましてお願いをさせていただきます。

日本文藝家協会は、著作権の擁護・確立につとめ、著作権管理業務も行っている文芸家の職能団体です。

学校等の入学試験問題各教科に、小説、詩歌、随筆、評論、翻訳など文芸家の作品が数多く使用されています。毎年、国語に関しては、各校および教育委員会などに著作権を尊重し、出典明記をするなどの要望を配布させていただきましたが、英語における和文英訳、社会科における長文の出題などでは全く配慮がなされていないことが明らかになりました。

つきましては、試験実施にあたり、法律で定められた著作権・著作者人格権を十分に尊重いただきますよう、強く要望いたします。

敬具

記

- 1、試験の実施のためにやむを得ないと認められる範囲以上に作品を改変しないこと。
- 2、出典（著作者名・翻訳者名・作品名等）を明示していただくこと。
- 3、試験の実施後速やかに、使用した作品の著作者（著作権者）または当協会が著作権管理をしている場合は当協会（以下同様）に、試験問題用紙を添えて報告していただくようお願いします。
- 4、入学試験問題を次年度の受験生等に配布する、ホームページ等に掲載する、各校独自の試験問題集に収載する、これらの場合は、いずれも必ず著作者（著作権者）の許諾を求めていただくこと。また、著作物使用料が発生しますので使用料の支払いをお願いします。著者名、出所を明示しない場合、作品を著しく改変するような場合には著作者（著作権者）の許諾が必要です。
- 5、入学試験問題を、権利処理を行う出版社等に提供されることは、許諾申請前でも、問題ありません。
- 6、上記を徹底させるために、ご検討の上、通達等の措置を行っていただきたくお願い申し上げます。

入学試験問題へ著作物使用の注意点

全教科に於いて著作物を使用される場合の注意点です。
理科系著作者の著作物についてもご注意ください。

【事例】出典表記の間違いと解決方法

- ① アンソロジー等、表紙にある監修者名、編者名を記載。
→ “編” はあくまで編者、著作者ではない場合もある。
必ず、使用する該当作品の著作者名とすること。
- ② 外国語文学訳や古文訳翻訳作品に原作者の氏名で記載。
→ 題名の前、又は後に原著作名ならびに訳者名を記載。
(表記例：◇◇著◆◆訳「○○○」)
- ③ 詩・俳句の鑑賞文で、詩の作者と鑑賞文の著作者が異なる場合、どちらか一方しか記載されていない。
→ 使用した底本の裏書に、各俳句の著作者名が表示されていることがある。
ない場合は出版社へ問い合わせをする等して、正しい著作者名とすること。

入試問題集を作成する業者はそのまま利用いたします。
入学試験問題で間違えたまま表示したものが、公衆に広まることは著作者人格権を侵害しているとも言えますのでご注意ください。

【重要】入学試験問題を業者に発注している

教育機関が作問をせず、業者に入学試験問題の作成を依頼している場合、著作権法第 36 条にある入学試験問題の権利制限から外れる懸念があります。